

第 129 回 『わかるように伝えていますか』

香川大学教育学部 特別支援教育領域 教授
香川大学教育学部附属幼稚園 園長
香川大学学生支援センター バリアフリー支援室 室長

坂井 聡

インクルーシブ教育

今回は、インクルーシブ教育について考えてみます。

障害者の権利に関する条約第 24 条に、インクルーシブ教育システムについて述べられています。そこには、「インクルーシブ教育システム」を実現するために次のようなことを確保するように求めています。

- 障害のある人が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと。
- 自己の生活する地域社会において、初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。
- 必要とされる合理的配慮が提供されること。
- 必要な支援を教育制度一般の下で受けること。
- 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること等です。

このようにインクルーシブ教育システムにおいては、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要となります。なぜならば、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒が学ぶことができるようにする必要があるからです。なぜ、多様で柔軟な仕組みが必要になるのでしょうか。読者のみなさんは、インクルーシブ教育についてどのようなイメージを持っているのでしょうか。多くの人は、インクルーシブ教育を一体感のあるみんなが一緒にという教育をイメージしているのではないかと創造します。しかし私は、それではうまくいかないのではと考えています。様々な気質をもった子どもたちが、みんな一緒に同じように学ぶことができるかという、そのようなことはないと考えるからです。なので、私は、インクルーシブ教育は様々な気質のある子どもたちが、個別に最適化された学びの環境を得て、学ぶことができる教育であると考えています。それゆえ、多様で柔軟な仕組みが必要になると思うのです。

また、個別の配慮が何もないまま通常の学級で学ぶということも、インクルーシブ教育ではないと思います。何の配慮もなく通常の学級に在籍させるのです。無理だということは誰でも分かるのではないかと思います。その子どもの自尊心を傷つけることになり、周りのクラスメイトとの人間関係の構築も築けないようにしてしまう可能性があるのです。

発達障害等があると、周囲に理解されないことも多いでしょう。何とかしようと、本人が無理をしても、失敗や衝突を繰り返してしまうと、自己肯定感は下がるでしょう。将来二次的な困難を伴って、苦しむことになる可能性が大きくなることは容易に想像できるでしょう。無理な環境に入れられて、適切な教育を受けられなかった人たちが、その後二次的な困難で苦しんでいるケースが少なからずあるということを忘れてはならないのです。

もう一度、インクルーシブ教育システムとはどのような教育なのか考えてみてください。

～坂井聡先生の紹介～

((プロフィール))

香川大学教育学部卒業 金沢大学大学院教育学研究科修了 香川大学教育学部附属養護学校など養護学校教諭を経て、現在香川大学教育学部特別支援教育領域 教授。1997 年には自閉症のコミュニケーション指導で辻村奨励賞受賞。